

漁業取締方針

「漁業取締方針」を以下のとおり定める。

令和2年4月

水産庁漁業取締本部

I 策定の趣旨

- (1) 外国漁船の違法操業は悪質化、巧妙化、広域化が進むなど、漁業取締りをめぐる状況が大きく変化している。
- (2) こうした状況を踏まえ、当庁に平成 30 年1月 15 日漁業取締本部(以下「本部」という。)が設置され、漁業取締りに係る指揮命令系統の一元化が図られた。
- (3) この方針は、本部の漁業取締りの理念を示すとともに、漁業取締りをめぐる現状を踏まえ、本部体制下での漁業取締りに関する具体的な対処の在り方を示すものである。
- (4) この方針の内容は、毎年、状況の変化に応じて適時適切に評価・分析を行い、見直すこととする。

II 漁業取締りの理念

- (1) 漁業取締りの目的は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産資源の適切な保存及び管理のため、水産動植物の繁殖保護及び漁場の総合的かつ高度な利用のための漁業調整に係る秩序を維持することにある。このような維持すべき「秩序」には、国内外の法令、協定等に加え、自主的な協定など多様な操業ルールが含まれ、これらが全体として遵守されることにより、水産資源の適切な保存及び管理につながることとなる。
- (2) 漁業取締りに当たっては、違法漁船を検挙することによって違反行為を抑止するとともに、漁業者に対してきめ細かな指導を行うこと等によって漁業者の理解や協力を得て、現有する取締体制を最

大限有効に活用しながら、漁業秩序を厳正に維持するものとする。また、近年外国漁船による違法操業が増加しており、このような違法操業に対して抑止力を最大限に発揮するため、状況に応じた効果的な対応に努めるものとする。あわせて、公海においては、地域漁業管理機関が定めたルールに基づき、旗国の漁業取締当局と緊密な連携を図りつつ、資源管理措置を講ずることにより、国益を守り、長期的視点から資源管理の効果を最大限に発揮させるものとする。

III 漁業取締りに関する現状

1 漁業取締りの体制

- (1) 本部は、漁業取締り全体の企画立案(予算要求等を含む。)を行うとともに、固有の管轄海域(茨城県から三重県までの地先海面)の取締りを実施している。また、全国6か所(札幌・仙台・新潟・境港・神戸・福岡)に支部を置き、支部は、各管轄海域の取締りを実施している。
- (2) 令和2年3月末日現在における漁業取締船は 45 隻(官船8隻・用船 37 隻)、漁業取締りに従事する海事職員及び陸上職員は 327 人となっている。
- (3) 官船の内訳は、900トン以上の大型船が5隻、500トンクラスの中型船が2隻、150トンクラスの高速取締船が1隻となっている。

2 日本漁船等による違法操業

- (1) 沿岸域における磯根資源の密漁、沿岸漁船による無許可操業等の違反事案は、直近 10 年間の平均は 1,600 件程度となっており、平成 30 年は、1,484 件の違反が確認されている。
- (2) 沖合域における農林水産大臣許可漁業の違反事案は、年間3件程度となっており、令和元年は1件の違反が確認されている。また、沖合域における沿岸漁業と沖合漁業の操業上のトラブルを防

止する観点から、利尻・礼文(北海道)、利根川尻(茨城県・千葉県)、紀伊水道(和歌山県・徳島県)、隠岐の島(島根県)、見島(山口県)等の周辺海域において漁業者間の漁場利用協定の遵守について指導している。

- (3) 遠洋の外国水域及び公海で操業するかつお・まぐろ漁船、遠洋底びき網漁業等の禁止区域操業等の違反事案は、年間1から2件程度となっており、令和元年は3件の違反が確認されている。

3 外国漁船による違法操業等

- (1) 外国漁船による違法操業の類型としては、二国間協定に基づき操業する外国漁船が当該協定に定められた操業許可の条件に違反して操業する場合と操業許可なく我が国の排他的経済水域内で操業を行う場合がある。これらに対しては、立入検査を行って操業許可証の有無、漁獲物や操業日誌等を確認するほか、排他的経済水域境界付近での監視活動を行っている。
- (2) 九州西方の日韓及び日中暫定水域等では、年間延べ3万隻を超える韓国、中国等の外国漁船が視認されている。暫定水域等から日本側へ侵入して違法操業を行わないよう日々監視を行っているほか、令和元年は1件の違反外国漁船を^だ拿捕した。
- (3) これに加え、近年、日本海大和堆周辺での北朝鮮及び中国の漁船による違法操業の問題が顕在化しており、隻数の多さと浮き刺し網漁具により我が国漁業者の安全操業の妨げになっている。令和元年の水産庁の退去警告件数は延べ5,122件であった。
- (4) 北海道オホーツク海周辺、日本海中西部、九州、沖縄海域等において、中国、韓国等の外国漁船により、かご漁具、刺し網、はえ縄など密漁漁具が違法に設置され、我が国の漁船の操業に支障が生じるなどの問題が発生している。令和元年の押収漁具は、かご漁具3,125個、はえ縄0.9kmであった。
- (5) また、二国間協定に基づき、近年、ロシア大型トロール漁船がサバ等の漁獲を目的とする操業を急速に活発化させており、操業

条件の順守確認及び我が国漁業者との操業トラブル防止の必要性が高まっている状況にある。

4 国際機関等との連携による管理措置の実施状況

- (1) 北太平洋漁業委員会(NPFC)において、外国(加盟国及び非加盟国)漁船に対する乗船検査が実施できることになったため、令和元年に加盟国に先駆けて中国漁船3隻に対して公海乗船検査を実施した。また、公海での漁業取締活動中、同委員会に漁船登録されていない外国漁船を視認したため、同委員会においてIUU(違法、無報告、無規制)漁船として登録を行うとともに、加盟国にそのIUU漁船の寄港等を認めるなどの支援はせず、旗国に対して処分をすることを求めた。
- (2) 違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)に基づき、寄港国として、外国漁船の港湾での検査を実施している。
- (3) 外国漁船が、地域漁業管理機関の保存管理措置に反して漁獲した冷凍マグロ類やメロなどについては、外国為替及び外国貿易法に基づいて輸入の事前確認を行い、我が国への搬入を防止するなど、責任ある水産物市場国として、違反漁獲物の流通防止に取り組んでいる。

IV 漁業取締りに関する具体的な対処の在り方

1 日本漁船等に対する取締り

- (1) 沿岸域においては、都道府県、警察、海上保安庁と連携し、磯根資源の密漁の防止を図る。
- (2) 沖合域においては、農林水産大臣許可漁船に設置した VMS (Vessel Monitoring System: 衛星船位測定送信機)の運用により、操業区域に係る違反や漁業調整問題の発生の未然防止を図る。
- (3) 遠洋の外国水域及び公海で操業するかつお・まぐろ漁船、底びき網漁船等に対しては、オブザーバー、VMS、港湾での検査などから得られる情報を基に、関係漁業者に対する指導及び取締りを行う

など地域漁業管理機関が旗国に求めている資源保存管理措置を講ずる。

2 外国漁船に対する取締り

- (1) 日本海大和堆周辺水域など特別な対応が必要な水域では、我が国漁業者が安全に操業できる状況を確保することを第一に、新潟及び境港に配備した2隻の新造船を含めた漁業取締船の一層の効率的・重点配備を行うとともに、海上保安庁と緊密に連携しつつ、戦略的に対処する。
- (2) 排他的経済水域境界付近で操業する外国漁船に対しては、海上保安庁との連携を図りつつ、漁業者により提供された情報も積極的に活用しながら、監視を強化し、無許可操業に対する^だ拿捕等の措置により侵入を抑止する。
- (3) 排他的経済水域内の違法設置漁具に対しては、押収等を効率的に行い、設置者に負の経済的インセンティブを与えるとともに、我が国資源への影響を最小限にとどめるよう対処する。
- (4) 二国間協定等に基づき我が国排他的経済水域内で操業する外国漁船に対しては、その操業条件の遵守を徹底するため、立入検査及びオブザーバー乗船により漁獲物の種類や重量、漁具等を確認し、きめ細かく対応する。漁業に関する法令の違反を繰り返す等の悪質と認められる漁業者の操業に関し、その違反情報を旗国取締当局に提供して厳格な対応を求めるとともに、再犯を防止するための協定等の運用の改善を目指す。また、ロシア大型トロール漁船に対しては、操業条件の順守確認及び我が国漁業者との操業トラブル防止の観点から、操業時期の取締船の重点配備及び立入検査等を強化する。

3 国際機関等との連携による違反操業の防止

- (1) 漁業取締船を用いて、太平洋公海上において、外国(加盟国及び非加盟国)漁船に対する公海乗船検査等を用いて、保存管理措

置を遵守しない漁船の情報を収集する。この情報を地域漁業管理機関の遵守委員会において提起し、旗国に対しその責任ある対応を求めるとともに、共同取締りなど国際的な枠組みも用いつつ、違反操業の防止に適切に対応する。

- (2) 寄港国として、港湾における検査を拡大し、国際連合食糧農業機関(FAO)や関係諸国との情報交換及び連携等を通じ、違法な漁業を防止するための国際的な取組みに協力する。

4 漁業取締能力の強化に向けた取組

- (1) 対象となる漁船及び海域の取締りをめぐる状況の変化を常時把握し、必要な意思決定を迅速に行い、本部及び支部の職員への指示を徹底する。
- (2) 関係機関との協力関係の構築に努め、海上保安庁を含む関係省庁等とのこれまで以上の連携の強化、国際機関の枠組みの活用、我が国の漁業者とのコミュニケーション等を戦略的かつ効率的に図る。
- (3) 漁業取締りをめぐる状況の変化に対応し、我が国漁業者が安心して操業できるよう、具体的な業務遂行方針の適時見直しに加え、業務遂行に必要な漁業取締船の増隻及び代船の建造、漁業監督官の増員、通訳の乗船率を向上させ、漁業取締体制の強化を図る。あわせて、漁業監督官等に対する船橋の制御及び護身術(体術)に関する訓練・研修の充実を図る。
- (4) 漁業取締船については、我が国周辺海域における外国漁船への対応能力を向上させるとともに、漁業監督官等の安全を確保することが重要であることから、大型化による耐航性の向上に加え、船橋の防弾化、放水銃の性能向上など一層の装備の充実を図る。
- (5) 漁業監督官は違法な漁獲をしている外国船の立入検査や^だ拿捕などの危険な業務に従事しており、職員の士気の向上を図り、業務に見合う適切な処遇(職務内容に応じた俸給の調整額の適用、特別公務災害の適用等)が行われるよう、他省庁における同種の業

務に従事している例を参考にしつつ、その改善を図る。

5 国民の理解を得るための方策等

- (1) 漁業取締りに関しては、広く国民の理解を得つつ、職員の士気の向上につなげる観点から、各種の情報媒体を最大限に活用し、積極的な情報発信や広報活動の充実に取り組む。
- (2) 昨今の国際情勢に鑑み、海上で操業する漁船への J アラート等の警報伝達の重要性が高まっている。漁船への警報伝達については、海上保安庁のほか水産庁も担っていることから、国民保護法上の責務の明確化について関係省庁と連携して取り組む。